

○吉賀町中小企業育成資金利子補給に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

吉賀町条例第 152 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町内中小企業者の経営、雇用の安定と近代化を図るため、金融機関から設備資金の融資を受けた企業者に対し、利子補給を行うことをもって、中小企業者の育成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において中小企業とは、吉賀町において中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)の適応業種を営む中小企業者をいう。

2 金融機関とは、普通銀行、信用金庫及び政府系金融機関をいう。

(利子補給の対象)

第 3 条 利子補給の対象となる中小企業者は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 吉賀町に店舗又は事業所を有する者で、町長が認定したもの
- (2) 納期の到来した町税を完納している者
- (3) 利子補給を受ける元金の使途が別に定める設備資金であること。

(利子補給対象融資額)

第 4 条 利子補給金の対象融資元金の額は、1 会計年度分については、2 億円を、その累計額が 6 億円を超えないものとする。

2 1 企業者に対する対象元金の限度額は、1,000 万円を超えないものとする。

(利子補給金の支給年限)

第 5 条 利子補給金の支給年限は、その設備が昭和 60 年 4 月 1 日以降になされたものであって、貸付実行の日から 3 箇年以内とする。

(利子補給の限度額)

第 6 条 町が利子補給する支給額は、各会計年度ごとの融資残額について、年 4 分以内で町長が別に定める範囲をもって限度額とする。

(補給金の申請手続)

第 7 条 補給金の支給を受けようとする者は、別に定める様式に従って、利子補給金交付申請書及び関係書類を整備の上、経済団体の窓口を経由して、町長に申請するものとする。

(利子補給の決定)

第 8 条 町長は、前条の規定に基づく申請がなされた場合は、融資金融機関等の意見を求めて審査の後、補給の可否を決定する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の柿木村中小企業育成資金利子補給に関する条例(平成 9 年柿木村条例第 15 号)又は六日市町中小企業育成資金利子補給に関する条例(昭和 60 年六日市町条例第 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。